

法琳雜記

中西久味

法琳は、唐初の儒道仏三教ないし仏道二教論衡において仏教側で中心的な役割を果たし、ついにはその主著『弁正論』が唐皇室を誹謗するものと讒訴されたため益州に徙されることとなり、その途中病没した護法僧である。彼の事跡およびその周辺についての考察は武徳・貞観年間の宗教や思想の動向の究明にも欠かせないにもかかわらず、なお不明な点が多いのが実状である。これまでにいささか気づいたことを述べておきたい。

（本稿でしばしば引用する道宣『統高僧伝』・彦琮『唐護法沙門法琳別伝』（『法琳別伝』）については大正藏卷五〇、法琳『弁正論』については大正藏卷五二の当該頁数のみ記す。）

一、法琳と天台智顛

法琳の仏教の法系についてはこれまで天台の系譜に連なるといふ説と、三論の学僧とみなす説とがあった。法琳自身はいずれとも明言してはいないのであり、彼をある特定の宗派学派にむりやり帰属させる必要はない

と思われる。ただし、その著述のなかに三論学派特有の論法が見いだされることはさきに指摘しておいた。ところがまた伝記資料のなかでは法琳と天台智顛との関わりも指摘されているのである。そこで両者の周辺を探っておくことにする。

法琳を天台の系譜に組み入れている典型は、南宋の志磐『仏祖統記』巻九（一二六九年）の、

「禪師法論。依玉泉學。与会稽智果、終南龍田法琳、皆同學智者、並与智者作伝、皆不復存。章安所撰別伝、用国清智寂禪師本、稍加增益、遂行於世。此四師雖無事迹可尋、亦皆當時得道英器。見百録序及別伝注」
 (T四九—一九九c)

という記述であろう。法琳を法論・智果・智寂とともに智顛に学んだ同門とし、彼ら四人はいずれも智顛の伝記を著したとする。これは細字注にもいうように、次に引用する灌頂「国清百録序」と、宋の曇照『天台智者大師別伝註』（『別伝註』）にもとづいたものである。

「先師神光而生、結跏而滅。処證妙法、出作帝師。備是渚宮法論・会稽智果・国清灌頂等三伝所載。又沙門智寂編集先師遣迎信命、搜訪未周而智寂身故。筆墨之功、与氣俱棄。余覽其草本、統更撰次諸経方法等、合得一百条、呼為国清百録」(『国清百録序』・T四六一七九三a)。

「所言別（別伝）者、对総得名。総則南山統伝三十卷、列成十科。今於総出別。四本不同。一、章安所記。二、玉泉法論所記。三、会稽智果所記。四、終南山龍田寺法琳所記。此四人皆大師弟子。唯章安所述流行於世。余三絶聞。惜哉亡矣」(『別伝註』・Z二篇乙第七套四册三〇七a)。

智寂本というのは志磐の誤解で、灌頂（賜号は章安）は彼自身と法論・智果による智顛の伝記三本が著されていると伝える。ただし法琳には言及しない。法琳著を加えて四本としたのは後者の「別伝註」である。しかもそれは明らかに、この文中にも言及している「南山統伝」すなわち道宣『統高僧伝』の「智顛伝」の記述をふま

えている。

「終南山龍田寺沙門法琳、夙預宗門、親レ伝レ戒法。以德音遼遠、拱木俄森、為之行伝、広流於世。」(卷十七・五六八a)

法琳を智顛の弟子とする説はつまるところ、道宣によるこの記述を根拠としているわけである。ところが、智顛の基本的な伝記資料のなかで、その門下としての法琳に言及するのはこの記述のみにすぎない。法琳と智顛の関わりを探るためには、両者の伝記をあらためて検討してみる必要がある。

智顛は開皇十七年十一月二十四日に入滅し、法琳は貞觀十四年(六四〇)七月二十三日に没し、六十九歳と記される。したがって両者に共通するのは法琳の生年から智顛の没年まで、陳の太建四年(五七二)以降、開皇十七年(五九七)までとなる。むろんこの間には法琳の幼少期をも含んでいるため、これは最大限に見積もつてのことである。

さて、智顛の伝記については詳細な研究成果が重ねられているため、それに従いつつ、この間の彼の事跡を簡単にたどってみよう。陳の後主の七度にもおよぶ懇請によって、智顛が十一年間隱棲していた天台山を下ったのは、至徳三年(五八五)三月下旬のことである。以来およそ三年半ばかりは金陵に在って陳室の帰依を受け、『法華文句』の講説もこの時期にされている。禎明三年(五八九)正月に陳が滅亡すると、智顛も戦乱を避けて廬山や潭州に滞在したらしい。あるいは揚州にも赴き、隋の晋王のちの煬帝に菩薩戒を授けている。やがて開皇十二年末ないし同十三年初(五九二・五九三)には郷里の荊州に帰り、荊州治下当陽県の玉泉山麓に玉泉寺を造営し、三大部のうちの『法華玄義』『摩訶止観』は玉泉寺で講説されている。開皇十五年春(五九五)になつて晋王の懇請によりふたたび揚州に赴いたが、同年秋には天台に帰山している。入滅したのはまたも懇請されて揚州に向かつて天台を下る途次の石城寺においてであった。

いつぼう、法琳のこの間の消息を伝えるものとして以下の六例があげられる。

① 虞世南「襄陽法琳法師集序」。

法琳法師者、俗姓陳。潁川人。晋司空群之後也。自梁及陳、世伝纓冕、爰祖及伯、累葉儒宗。法師少学三論、名聞朝野。……以隋開皇之末、隱於青溪山之鬼谷洞焉。迴攢巖崖、則蔽虧日月、空飛戸牖、則吐納風雲。其間採五芝而偃仰、遊八禪而寢息、餌松朮於溪澗、披薜荔於山阿。皆合掌歸依摩頂問答、經行恬靜十有余年（T五二四七四c以下）。

② 陳子良「弁正論序」 貞觀六年（六三二）以前。

法師、俗姓陳氏、漢太丘長仲弓之後也。遠祖宦遊、播遷江左。近因流寓、又処襄州。隋世入闕、從師請業（T五二四八九c以下）。

③ 道宣『統高僧伝』『法琳伝』 貞觀一十九年（六四五）にひとまず成立。

姓陳氏、潁川人。遠祖隨宦寓居襄陽。少出家、遊獵儒釈、博綜詞義。金陵楚郢、從道問津、自文苑才林、靡不尋造。而意存綱梗、不營浮綺。野栖木食於青溪等山。昼則承誨仏経、夜則吟覽俗典。……隋季承乱、入闕觀化（六三六b以下）。

④ 道宣『集古今仏道論衡』卷丙 麟徳元年（六六四）。

（法）琳姓陳氏。潁川太丘之後。遠祖移於襄陽、故又為吳人焉。少出家、住荊州青溪山玉泉寺。博通内外、以文学見知。大業初元入闕（T五二一三八〇c）。

⑤ 道宣『大唐内典録』卷五 麟徳元年（六六四）。

（法）琳本住荊楚、少參名匠。宗猷教義、達解玄儒。遊不扞方、護法為任（T五五二二八一b）。

⑥ 彦琮『法琳別伝』卷上『統高僧伝』以後、繪章元年（六六八）までに成立。

法師諱法琳、俗姓陳氏。潁川郡人。仲弓之後也。遠祖隨宦徙寓襄陽。幼齒抽簪、情敦博物。遂乃金陵楚鄧負軼間津。孔肆糶筵、橫經訪道。於是該九部洞百家、究金言彈玉牒。……遂以隋開皇十四年夏五月、隱於青溪山鬼谷洞焉。閱覽玄儒、寸陰無棄。迴構巖廬、則蔽虧於日月。空飛戶牖、則吐納於風雲。……

然法師韞德潛形、訥言敏行。誓維頽紐、覲化上京。是歲仁壽元年春三月也（一九八b以下）。

六例のうち、最も詳しく基本資料と認められるのは⑥『法琳別伝』である。ただしここに引用したかぎりについては、①虞世南の序文と③道宣「法琳伝」に大幅に依拠し、両者を綴り合わせた形跡がある。したがって不安も残らないわけではないが、ひとまず『法琳別伝』によって智顛との交渉が想定されるとすれば、

(Ⅰ) 遂乃金陵楚鄧負軼間津。

(Ⅱ) 遂以隋開皇十四年夏五月、隱於青溪山鬼谷洞焉。

という記述が注目されよう。この二点について詮索しておこう。

まず(Ⅰ)では幼少期に出家した法琳は金陵や楚鄧(荊州)で儒学や仏教を修学したと伝える。襄陽生まれの法琳が荊州で修学したことは穩当であろう。ただ、そのうえ若年の頃に金陵まで笈を負って行ったとすれば、智顛が金陵に在った至徳三年(五八五)から三年半の間では、法琳は一四歳から一七歳となる。むずかしいところであるが、金陵仏教界の中心であり朝野の徳望を一身に集めていた智顛の講席に与った可能性も否定できないことになろう。ただちに察せられるように、この記述はもと③道宣「法琳伝」の「金陵楚鄧に道に従い津を問う」に由来している。道宣は⑥『大唐内典録』でも「少くして名匠に参ず」と言い、当代の名匠にはかならず智顛に師事したことを示唆しているのかもしれない。ところが金陵遊学については、道宣以前に法琳の行実を承知していたはずの虞世南も陳子良も言及してはいないのである。

(Ⅱ)では隋の開皇十四年(五九四)五月に青溪山の鬼谷洞に隱棲したとし、それは隋の仁壽元年(六〇一)三

月に関中地方に赴くまで続いたという。これは直接には①虞世南の序文「隋の開皇の末を以て、青溪山の鬼谷洞に隠る」にもとづくようである。ただし、この隠棲については法琳自身も、貞観三年（六二九）に尚書右僕射杜如晦に宛てた書簡のなかで、

「法琳は草衣の野客、木食の山人にして、……既に徳は内充に愧じ、譽は外満に慚ず。唯だ慧遠に孤負するのみに匪ず、実に亦た道安に帯累す。是を以て志を青溪に畢え、心を紫蓋に帰し、覆船蔽下に永しく経書を味わい、鬼谷池前に長しく魚鳥を観る」

と明言している。青溪山は『隋書』地理志下の南郡（荊州）当陽県に「清溪山有り」と記される山のはずであり、つとに東晋の郭璞「遊仙詩」（李注『文選』卷二）にも詠まれ、近現代の文献にいたるまでこの山名を見いだすことができる。かりにいま一九二一年出版の『湖北通志』によれば、青溪山は荊州の数十キロ西北方に位置する当陽県とさらにその西北に隣接する遠安県の両県にまたがる山系であり、¹⁰両県の境界をなし、当陽県の西北障となるとともに県内に入つては東西の両支に分岐して延びている。傍線を附した地名は「覆船」を除いて、いずれもこの青溪山系に含まれる。山系の遠安県側に散在する三洞が鬼谷洞であり、鬼谷子の隠居所とも伝えられる。当陽県内の東西両支のうち県の西障となつている支脈の一角が智顛が玉泉寺を建立した玉泉山であり、さらにその南方に連なるのが紫蓋山である。紫蓋山は後世、道教の第三十三洞天に数えられている。おそらく荊州で修学していた法琳は、この地方で古来隠者とゆかりのふかいこの山系に分け入つたものと推測される。

このうち問題となるのが、法琳が「覆船蔽下に永しく経書を味わい」と述懐していることである。『法琳別伝』巻上（二〇一b）ではこの書簡の「覆船」を「覆松」に作るも誤記であろう。後世の記録では覆船山（覆舟山）は玉泉山の旧名にほかならず、三国時代に改名されたとも智顛によつて改名されたともされて諸説紛々のあ

りさまとなっている。これに關しても注目されるのが道宣の記述である。道宣にとつてすでに覆船・玉泉の両山は全く同一と意識されていたらしいことは『統高僧伝』法論伝(卷九)・法常伝(卷十六)・法忍伝(同上)・法行伝(明本卷三五)などによつても窺われる。さらに③「法琳伝」では「青溪等の山に野栖木食す」と記し、これは法琳の書簡中の「草衣の野客、木食の山人」をふまえたものと思われ、この書簡を法琳の伝記資料として用いていることが推測される。そのさい、どうやら道宣は「覆船蔽下」を玉泉山と同一視したらしい。そこで④『集古今仏道論衡』では法琳を「荊州青溪山玉泉寺に住す」と直截に述べ、法琳を智顛に結びつけたかたちとなっているのである。

さきのように、智顛が荊州に滞在したのは、開皇十二年・十三年の交前後から同十五年春までの二年余りのことである。玉泉寺の造営はごく短期間に成つたらしく、開皇十三年七月二十三日には文帝より寺額が下賜され、この頃にはほぼ伽藍の結構を備えていたと推測されている。あわせて、新しく建立されたばかりの玉泉寺でまず『法華玄義』の講説がなされたらしい。ついで『摩訶止観』の講説も行われ、卷頭に附せられた灌頂の序文には、

「智者、大隋開皇十四年四月二十六日、於荊州玉泉寺、一夏敷揚、二時慈灌」(T四六一a)

と記されている。この間荊州一帯の道俗はこぞつて智顛を歓迎し、智顛はその晋王にあてた遺書中でみずから「荊州の法集に於いては、聴衆一千余僧。禪を学ぶもの三百」(『国清百録』卷三・T四六一八〇九c)と述懐しているほどである。

すでに二十歳に達していた法琳がこのような盛儀に与つていた可能性は充分考えられる。しかしなお疑問の余地もないわけではない。第一に、法琳が青溪山の鬼谷洞に隠棲したのを隋の開皇十四年夏五月とする「法琳別伝」の記述を信頼すれば、これはあたかも智顛が『摩訶止観』を講説していた時期に重なる。灌頂の序文に

記される四月二十六日は、いささか不明瞭ではあるが、『摩訶止観』講説の開始された日とするのが通説である。かりにこの日を講説完了の日と見なすとすれば、おそらく四月から七月まで続いたはずの夏安居を開始したばかりで完了したことになってしまい、智顛がつねに夏安居を厳格に修習していたらしいことからしても不自然である。さらにはまた、現在の『摩訶止観』がたとえ灌頂の修治を経たものであるとしても、「一夏に敷揚す」というように、その分量からして講説は夏安居の期間中続けられたであろう。法琳が智顛の門下であったならば天台教学において重要な講説なかばに何故隠棲したのであろうか。また智顛は翌年まで荊州に滞在していたはずである。にもかかわらず師のもとを離れた理由も不明である。あるいは逆に青溪山や覆船山への隠棲は智顛の膝下に参じたことを意味するとも解しうるが、これも安居なかばのこととなり、いぶかしい。かつ、法琳はさきの杜如晦あての書簡中では自らをまったくの草衣木食の隠者として描いているのであって、道俗が雲集して当局の嫌疑を招いたほどであった智顛の法筵の雰囲気（『国清百録』同上）とはそぐわない。第二に、法琳は書簡のように自らがかつて青溪・覆船両山に隠棲したことを語り、また『弁正論』巻三における歴代帝王の崇仏の事跡を列挙する一段では、江陵（荊州）に拠った後梁の宣帝・明帝二帝の治世三十五年間に百八カ所の寺院があり、「山寺には青溪・鹿溪・覆船・龍山・韭山等有り」（五〇三b）とも伝えている。にもかかわらず玉泉山や玉泉寺については一切触れてはいないのである。覆船山が玉泉山の旧名だとすれば何故旧名のみを用いるのか腑に落ちないことである。荊州一帯で修習していたはずの法琳とすれば玉泉寺に言及して然るべきと思われるが、むしろそれを避けている風がある。むしろ煬帝の玉泉寺への関与も記録されないが、これはあるいは唐初ではなお憚られたのかもしれない。

とまれ、法琳が金陵や荊州で智顛に師事し、ないしその法筵に与っていた可能性は否定できない。けれども疑問の余地も充分残されているのである。いったいに、法琳が金陵にまで遊学したと伝え、荊州青溪山玉泉寺

に住したとし、その具体的な内容は不明ながら智顛の「戒法を伝え」たとし（あるいは菩薩戒を伝授されたものか）、智顛の伝記を著したことまでを含めて、道宣には法琳を性急に智顛に結びつけようとする傾向が見うけられる。法琳は貞觀三年にはなお済法寺に住していたらしいが、おそらくほどなく終南山龍田寺に移つたはずであり、同時代の後輩に相当し終南山にも住していた道宣には何らかの根柢があつたのかもしれない。しかし道宣以外の資料によるかぎり、法琳が智顛の法筵に与つていたとすれば、入室の弟子というよりも、「智顛の」法を得て自ら行ずるもの称^あげて数う可からず」（智者大師別伝・T五〇—一九七c）と伝えられ、また道宣自らも「（智顛は）手ずから僧衆を度すること四千余人」「五十余州の道俗の菩薩戒を受くるもの称^あげて紀^{しる}すべからず」（統高僧伝）智顛伝・五六八a）と伝えている智顛ゆかりの門下の一人に数えておくのがまず穩当であるように思われる。

二、法琳の著述について

さきに列挙しておいた①虞世南「襄陽法琳法師集序」・②陳子良「弁正論序」・③道宣「統高僧伝」「法琳伝」・④道宣「大唐内典録」の卷一〇（T五五—三三三c）ではまた、法琳に三十卷余の著述のあつたことをもあわせて記している。『全唐文』卷九〇三にはそのうち十二篇の文章が蒐集され、また西山落子論文「法琳『破邪論』について」の注（11）には現在知られる十部十八卷が纏められている。両者にもとづきつつ、いささかの補足を加えておきたい。

（一）『青溪山記』一卷。「八千余言」（法琳別伝）卷上・一九八b）とも記される。

●隋の開皇十四年（五九四）から仁寿元年（六〇二）の間（西山論文）。

● 佚。すでに西山論文に指摘されているが、『伝教大師将来越州録』に「青溪山記一卷」(T五五一—〇五九 a) と見える。

● 【西山】 i 【青溪山記】

(二) 「太極殿行道設千僧齋頌」

● 武徳元年(実際には隋の義寧二年・六一八)二月。

● 『弁正論』卷四(五一—b、c)所収。

● 【全唐文】「太極殿行道設千僧齋頌」【西山】 ii 「太極殿行道設千僧齋頌」

(三) 『破邪論』二卷(又は一卷)。

● 武徳五年(六三二)。

● 大正藏卷五二。『広弘明集』卷十一所収。その他に引用されるテキストについては上記西山論文参照。

● 現在の『破邪論』卷上には「太史令朝散大夫臣傳奕上減省寺塔廢僧尼事十有一條」という武徳四年六月二十日に傳奕が奉った廢仏を乞う上疏文(註)もあわせて収録され、その文章には逐一、「彈曰」「箴曰」で始まる双行の反駁文が付け加えられている(T五二—四七五 c、四七六 b。『広弘明集』卷十一・T五二—一六〇 a、c)。この反駁文も法琳の手によるものであろう。

(四) 釈智蔵の碑文

● 【全唐文】「上秦王破邪論啓」「对傳奕廢仏僧事啓」「答詔問釈教利益对」【西山】 iv 【破邪論】

● 武徳八年四月十五日頃没、八十五歳(五四—一六三五)。(『統高僧伝』卷十九・五八七 a)。

● 佚。

● 【西山】 v 釈智蔵の碑文

(五) 「与尚書右僕射蔡国公書」

● 貞觀三年（六二九）。

● 『弁正論』を重修するための援助を蔡国公杜如晦に乞うた書簡。

● 『弁正論』卷八（五五〇a）c 所収。『法琳別伝』卷上（二〇一b）c 所収。

● 『全唐文』「与尚書右僕射蔡国公書」

(六) 「宝星経序」

● 波羅頗迦羅蜜多羅 (Prahākarāmitra) による『宝星経』の伝訳は貞觀三年（六二九）三月から同四年四月まで。

● 『弁正論』卷四（五二二b）c 所収。大正藏卷十三—五三六c。

● 『全唐文』「宝星陀羅尼経序」【西山】viii 『宝星経序』

(七) 「皇帝繡像頌」

● 貞觀四年（六三〇）か（西山論文）。

● 『弁正論』卷四（五二二c）（五二二b）所収。

● 『全唐文』「皇帝繡像頌」【西山】x 皇帝繡像頌

(八) 勝光寺慧乘の碑文

● 貞觀四年十月二十日没、七十六歳（五五五—六三〇）。〔統高僧伝〕卷二四・六三四b）。

● 佚。

● 【西山】ix 勝光寺慧乘の碑文

(九) 「般若燈論序」

● 波羅頗迦羅蜜多羅による『般若燈論』の伝訳は貞観四年(六三〇)六月に開始され、同六年十月十七日に勘定しおわっている。

● 『弁正論』巻四(五二三b~c)所収。

● なお波羅頗迦羅蜜多羅の伝訳には法琳など十九人の大徳も携わり、そのうちのひとりであった慧蹟も序文を撰述し、現在の大正藏卷三〇に収められる『般若燈論』には慧蹟の序文が附せられている。

● 『全唐文』「般若燈論序」

(十) 「致慧浄法師書」

● 貞観七年(六三三)二月頃。

● 慧浄が「折(「析」にも作る)疑論」を著し、太子中舍人辛諲の議論(後述する「齊物論」)にたいして反論したのは、「(貞観)七年春二月」のこととされる(『法琳別伝』巻上)。さらに慧浄は法琳に自らの所論を呈して意見を求めたらしく、それに与えた返書が「致慧浄法師書」である。ちなみに辛諲は『新唐書』巻七三上・『元和姓纂』巻三・『冊府元龜』卷一四四などに見える。

● 『統高僧伝』巻三・慧浄伝(四四六a~b)。『法琳別伝』巻上(二〇二c~二〇三a)。

● 『全唐文』「致慧浄法師書」【西山】iii『答紀国寺慧浄書』に含む

(十一) 「広折疑論」

● 貞観七年(六三三)二月頃。

● (九)の辛諲と慧浄の論争にさいして、舍人李遠問から辛諲の「齊物論」を呈された法琳が慧浄の説を敷衍して李遠問に示した論文。

●『法琳別伝』卷上(二〇三a) b)。『集古今仏道論衡』卷丙(T五二一三八四b) 三八五a)。『広弘明集』卷十八(T五二一三〇c) 三三二b)。

●『全唐文』「広折疑論」【西山】iii 『答紀国寺慧浄書』に含む。西山論文では(十)(十一)を一括して『答紀国寺慧浄書』とする。『法琳別伝』に従ったのであろう。しかし『法琳別伝』では法琳が慧浄と李遠問にそれぞれ宛てた二書簡を接合したらしく、混乱をきたしているように見受けられる。『集古今仏道論衡』ではこの論争を「太子中舎辛誦齊物論并浄琳二法師抗拒事両首」と題し、まず慧浄の辛誦「齊物論」にたいする反論を収め、ついで法琳の李遠問への返書が載録されている。題名以外は『広弘明集』卷十八も同じ。後者の『集古今仏道論衡』に従うべきであろう。

(十二) 『弁正論』八卷十二篇

●この論著の序文を著した陳子良が貞観六年(六三三)に没しているため、おそらくその頃までにひとまず纏められ、さらに同九年頃まで修訂が続けられたと推測される。⁽²⁾

●大正蔵卷五二。

●『全唐文』「弁正論并序」【西山】vii 『弁正論』。『全唐文』に収められているのは『弁正論』卷六「十喻篇第五」の序文(五二五a) および同卷「氣為道本篇第七」(五三六a) 五三七a)。ただし『全唐文』では別出されている先掲の「太極殿行道設千僧齋頌」「与尚書右僕射蔡国公書」「皇帝繡像頌」「般若燈論序」も現在の『弁正論』に収録されるものである。

このほか、『全唐文』に「法華三昧行事運想補助儀序」として掲げられる文章は大正蔵四六卷(九五五c)に収められる荆溪湛然の著述の冒頭部分であり、法琳撰述ではない。また西山論文では疑問としながらも、vi 『齊物論』(『法琳別伝』卷上・二〇三a) b)。『集古今仏道論衡』卷丙・T五二一三八四a) を挙げていますが、

「齊物論」の著者は辛諱であろう。それは、慧浄が引用する辛諱の文中では「仏陀と大覺とは語俗に従つて異なるも、智慧と般若とは義本と玄同なり」(T五二一三八四a)と言ひ、『莊子』および郭象注に拠りながら、その題名のように道家と仏教の一致を主張していたらしいことから推測される。慧浄の議論内容は記録されているかぎりでは判然としないが、法琳は明らかにこのような道仏の一致論を批判し仏教の般若の優越を説いている。ちなみに、すでに指摘されるように『宝林伝』巻八に法琳が禪の二祖慧可の碑文を撰述したとするのは後世の仮託であろう。

法琳の著述のうちさらに付け加えるとすれば次のような二点も可能性があるであろう。

(十三) 智顛の伝記

● 『統高僧伝』巻十七・智顛伝(五六八a)。

● 佚。

● 法琳がたとえ智顛の門下に含まれなくとも、彼の伝記を撰述したことについて、先述したように道宣には何らかの根拠があつた可能性は否定できない。もつとも、道宣は法琳が著した智顛の伝記が「広く世に流る」と言いながら、『大唐内典録』には載録せず、大いに疑問ではある。

(十四) 「道士女冠在僧尼之上詔」に抗議した上表文。

● 貞観十一年(六三七)一月十五日にこの詔、いわゆる「道先仏後詔」が發布され(『唐会要』巻四九・僧道立位)、以後齋供の行位や称謂においては道士女冠を僧尼の上位に置くとした。ために仏教側ではこぞつて抗議し、同年二月甲子九日から洛陽に行幸していた太宗の御駕を追つて、大総持寺智実や長老十人が上表したのであつた。

● この上表文の撰者については、『広弘明集』巻二五・令道士在僧前詔并表(T五二二二八三c)と『集古今仏

道論衡』卷丙（T五二一三八二c）では「僧某」、『統高僧伝』卷二四・智実伝（六三五c）では「法常」、『法琳別伝』卷中（二〇三c）では「法琳」とし、一定していない。ただしこれらに記録される上表文の一部「尋老君垂範、治国治家」から「反同張禹漫行章句」までのおよそ一〇〇字が、『弁正論』卷二（四九九c）にやや表現を変えて見えている。またこの上表文の末尾は「謹録道経及漢魏諸史仏先道後之事、如別所陳、伏願天慈曲垂聽覽」と結ばれている。傍点部分は「如左」「如前」とも記録されるが、上表文には漢魏以来歴代における仏道二教に関する議論を纏めた文書が添附されていたはずである。詔が下つてからの一ヶ月にも満たない倉卒の間にこのような文書を纏めることは困難であろうし、かつそれをよくなし得る人物もかざられよう。とすれば、その文書は『弁正論』卷五に収められる「仏道先後篇第三」（五二〇c以下）であつた蓋然性はきわめて高いと考えられる。

法琳の著述は『破邪論』『弁正論』にすでに編入されているものも多く、両著から別出される部数によつて著述数も異なつてくるため、全体の著述数を確定するのは困難であるし、またその必要もない。以上はひとまずの目安とするものである。

（以下次号）

注

- (1) 拙稿「『弁正論』と三論教学」(『三論教学と仏教諸思想』所収、春秋社、二〇〇〇年)。
- (2) 庄野真澄「唐沙門法琳伝について」(『史淵』第十四輯、一九三六年) 参照。
- (3) 灌頂の「国清百録序」によれば彼が智叙の草稿によつて著したのは『国清百録』のほうであり、志磐のいうように「智者別伝」ではない。

- (4) 「親」字は大正藏では「觀」。『天台九祖伝』(T五二—一〇〇c)などの引用によって改める。
- (5) 『法琳別伝』卷下(T五〇—二二b)。
- (6) 佐藤哲英『天台大師の研究』(百華苑、一九六一年)参照。
- (7) 虞世南の序文の成立年代は不明であるが、『弁正論』に言及せず、いうまでもなく陳子良の序文以前のはず。
- (8) 『法琳別伝』では『統高僧伝』に言及し(T五〇—二〇二c)、かつ『法琳別伝』は総章元年(六六八)成立の『法苑珠林』卷一〇〇(T五三—一〇二四a)に著録されている。
- (9) 『弁正論』卷八「与尚書右僕射蔡國公書」(T五二—五〇ab)。また『法琳別伝』卷上(T五〇—二〇一b)。杜如晦の尚書右僕射在任は両『唐書』卷二などによれば貞觀三年二月から同年十二月まで。
- (10) 『湖北通志』卷九には「当陽縣 青溪山、在縣西北三十里。為邑西障。本名青山。有泉曰青溪故云。山發自房陵之景山、東支為荆山、西支為青溪諸山」(「当陽縣 玉陽山、……自青谿山入境、分為二支。西支為玉泉為紫蓋。東支之尽处、則為玉陽」)「遠安縣 仙居洞、在縣西南五十里。即鬼谷子隱处。『類要』云、縣西南有三洞。曰金龍、曰鍾乳、曰仙居。皆鬼谷子游歷处。通謂之鬼谷洞」などと散見する。
- (11) 『国清百録』卷二(T四六一八〇六c)。
- (12) 天台三大部講説の時期と場所については前注(6)佐藤著二九四頁以下参照。
- (13) 『仏祖統紀』卷六(T四九—一八三c)では智顛は開皇十四年に岳州に赴いたとするが、玉泉寺建立直後に荊州を離れたとすることには根拠がない。前注(6)佐藤著五五頁以下ではそれを開皇十二年までのこととする。
- (14) 青溪山寺については『統高僧伝』卷十九・法喜伝にも「荊州青溪山寺四十余僧」(T五〇—五八七a)という。
- (15) 前注(9)の貞觀三年の杜如晦に宛てられた書簡では法琳は「濟法寺釈法琳」と名のついている(T五二—五五〇a)。
- (16) 『宋高僧伝』卷十四などに道宣の伝記があるが不明な部分が多く、武徳七年(六二四)に日嚴寺が廢されると崇義寺に移り、そののち終南山に隱棲したらしい。
- (17) 『鈴木學術財団研究年報』第九号、一九七三年。
- (18) 傅奕の上疏を「四月二十日」とするテキスト、また「九月」とする説もある。
- (19) 前注(9)参照。

(20) 礪波護「唐初の仏教・道教と国家―法琳の事跡にみる―」〔中国古道教史研究〕同朋舎出版、一九九二年。のち中公文庫『隋唐の仏教と国家』所収。

〔21〕前注礪波論文の注(48)参照。

付記 本稿は平成十三年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。